第71回
定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時（午前9時30分受付開始予定）

開催場所

大阪市中央区北浜東1番20号
ナカバヤシ株式会社
大阪本社9階ホール
※昨年と会場が異なります。ご注意ください。
裏表紙を参照ください。

決議事項

第1号議案
剰余金の処分の件

第2号議案
取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

第3号議案
監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案
補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目次

02　第71回定時株主総会招集ご通知
05　株主総会参考書類
14　事業報告
27　連結計算書類
29　個別計算書類
31　監査報告書
（裏表紙）株主総会会場ご案内図

ナカバヤシ株式会社

Nakabayashi

株 主 各 位

証券コード 7987
2021 年 6 月 7 日
大阪市中央区北浜東 1 番 20 号
ナカバヤシ株式会社
取締役社長　湯本秀昭

第 71 回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第 71 回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　近時、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため外出自粛が強く要請される等の事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。
　株主の皆様におかれましては、感染拡大状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をいただくことを推奨いたします。
　お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って 2021 年 6 月 24 日（木曜日）午後 5 時 30 分（当社営業終了時刻）までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日　　時　2021 年 6 月 25 日（金曜日）午前 10 時（午前 9 時 30 分受付開始予定）
2. 場　　所　大阪市中央区北浜東 1 番 20 号　当社大阪本社 9 階ホール

本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのためご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。また、当社役員につきましても、感染拡大リスクの低減および会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみの出席やオンラインによる出席とさせていただく可能性があります。

3. 目的事項

報告事項
1. 第 71 期（2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第 71 期（2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第 1 号議案　剰余金の処分の件
第 2 号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）6 名選任の件
第 3 号議案　監査等委員である取締役 3 名選任の件
第 4 号議案　補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

（1）書面による議決権行使の場合
　同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021 年 6 月 24 日（木曜日）午後 5 時 30 分（当社営業終了時刻）までに到着するようご返送ください。
（2）インターネットによる議決権行使の場合
　インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（4 頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2021 年 6 月 24 日（木曜日）午後 5 時 30 分（当社営業終了時刻）までに行使してください。
（3）書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

5. その他株主総会招集に関する事項

法令及び当社定款第 14 条の定めに基づき、次に掲げる事項については、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類の記載に代えてインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.nakabayashi.co.jp/）に掲載しております。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

（1）事業報告に関する事項	「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況」
（2）連結計算書類に関する事項	「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
（3）計算書類に関する事項	「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

以上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、当日の受付開始は午前9時30分を予定しております。
◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.nakabayashi.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎ 【クールビズでの開催】当日は、軽装（クールビズ）で対応させていただきます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席いただきますようお願い申しあげます。

＜株主様へのお願い＞
・ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容により上記対応を変更する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.nakabayashi.co.jp/）より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申しあげます。
・ 議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけインターネットにより議決権行使をいただきたくお願い申しあげます。
・ ご来場の株主様はマスクの持参・着用をお願い申しあげます。また、当社の総会運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
・ 本総会においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席される場合

株主総会へ出席

開催日時　2021 年 6 月 25 日（金）午前 10 時
開催場所　当社大阪本社 9 階ホール

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



株主総会にご出席されない場合

書面による議決権行使

行使期限　2021 年 6 月 24 日（木）
午後 5 時 30 分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。



インターネットによる議決権行使

行使期限　2021 年 6 月 24 日（木）
午後 5 時 30 分入力分まで

詳細は次のページをご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申しあげます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス：https://www.web54.net

2. 議決権行使の方法について

（1）パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

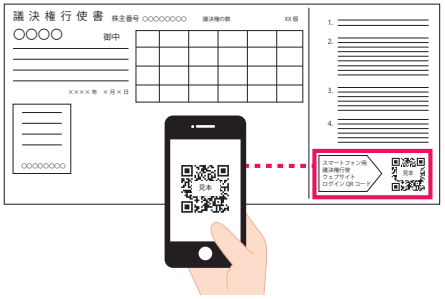

3. 議決権行使のお取り扱いについて

（1）議決権の行使期限は、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早目の行使をお願いいたします。

（2）書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

（3）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

（4）パソコンのインターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4．パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

（1）パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

（2）パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

（3）議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

（1）本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
［電話］　0120（652）031　（受付時間　9：00～21：00）

（2）その他のご照会は、以下のお問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行　証券代行部
［電話］　0120（782）031　（受付時間　9：00～17：00　土日休日を除く）

株主総会参考書類

議案および参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社の配当に関する基本方針は、一層の収益の向上を図るために安定的な配当の維持、ならびに経営基盤の強化と今後の事業展開を勘案した上で内部留保も充実させ、この両者をバランスよく回転させることとしております。

また、2021年5月14日に策定いたしました中期経営計画において連結配当性向30%～40%を堅持することといたしました。

当期の期末配当につきましては、第71期業績を踏まえまして、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより配当金の連結配当性向は、36.5%となります。

（１）配当財産の種類

金銭

（2）株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき	金12円
配当総額	309,606,084円

（3）剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月28日

第２号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）６名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員であるものを除く。）６名が任期満了しますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）６名の選任をお願いいたしたいと存じます。この提案は、変化する経済環境・社会状況に対応するために当事業年度においても引き続き取締役会の機動性を高めるとともに、それに応じた取締役会の透明性・監督機能を高めることを目的として、社外取締役が３分の１以上の構成を維持するものです。

なお、本議案については指名・報酬委員会への諮問を経て監査等委員会において検討がなされ相当であるとの意見をいただいております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名		現在の当社における地位または他の会社における地位
1	辻　村　　肇	再任	代表取締役会長 松江バイオマス発電㈱代表取締役
2	湯　本　　秀　昭	再任	代表取締役社長執行役員 営業統括本部長
3	中　林　　一　良	再任	取締役専務執行役員　営業統括副本部長 寧波仲林文化用品有限公司董事長 寺西化学工業㈱代表取締役
4	中之庄　幸三	再任	取締役専務執行役員　営業統括副本部長 国際チャート㈱代表取締役 ㈱八光社代表取締役
5	前　田　　洋　二	再任	取締役常務執行役員　関係会社統括副本部長 不二工芸印刷㈱代表取締役
6	山　口　　伸　淑	再任 社外取締役	社外取締役 ㈱サカイホールディングス社外取締役

候補者番号

1

再　任



つじむら　　はじめ
辻 村　肇
（1953年11月4日生）

■所有する当社株式の数：55,607株
■取締役在任年数　　：16年

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1976年4月	当社入社
2005年6月	取締役
2007年4月	常務取締役
2008年4月	専務取締役
2009年4月	代表取締役社長
2009年4月	営業統括本部長
2013年5月	松江バイオマス発電株式会社代表取締役社長
2018年6月	当社代表取締役会長（現任）
2019年12月	松江バイオマス発電株式会社代表取締役社長（現任）

＜重要な兼職の状況＞
松江バイオマス発電株式会社代表取締役

＜選任の理由＞
これまで当社の代表取締役社長・会長として当社グループの経営を担い、リーダーシップをもって新しい事業展開を推進してきた実績と豊富な職務経験に基づく経営全般にわたる高い見識は、当社の企業価値の持続的向上に資するものであり、当社経営に不可欠な存在であり、引き続き、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

2

再　任



ゆもと　　ひであき
湯本 秀昭
（1959年3月1日生）

■所有する当社株式の数：22,705株
■取締役在任年数　　：9年

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年12月	当社入社
2001年1月	仙台営業所長
2009年4月	製販カンパニー副カンパニー長、製販営業部長
2010年4月	執行役員
2012年6月	取締役、ロアス営業部長
2013年6月	関連営業部長
2016年4月	製販カンパニー長
2016年6月	常務執行役員
2017年1月	フランクリン・プランナー・ジャパン株式会社代表取締役社長
2017年6月	当社常務取締役
2018年6月	代表取締役社長 営業統括本部長（現任）
2020年6月	代表取締役社長執行役員（現任）

＜選任の理由＞
これまで当社の企画・営業担当として、また地方から全国規模に至る種々の販路を担当してきた実績と、製品・販路を中心とした豊富な経験、子会社運営の実績、常務取締役、代表取締役としての社内外業務全般の推進と監督の実績を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

3

再　任



なかばやし　かずよし

中林　一良

（1975年2月16日生）

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1997年4月	当社入社
2008年4月	製販カンパニー長兼企画部長
2009年4月	執行役員
	営業統括本部副本部長（現任）
2010年6月	取締役
2011年6月	常務執行役員
2012年6月	常務取締役
2016年6月	専務取締役
2017年12月	寧波仲林文化用品有限公司董事長（現任）
2019年1月	寺西化学工業株式会社取締役副社長
2019年6月	同社代表取締役（現任）
2020年6月	当社取締役専務執行役員（現任）

＜重要な兼職の状況＞

寧波仲林文化用品有限公司董事長

寺西化学工業株式会社代表取締役

＜選任の理由＞

これまで当社の専務取締役として、当社グループの経営を担い、製品販売・製品企画・広報・海外子会社経営等の職務経験を活かし、新事業の展開を推進しており、その幅広い経験に基づく高い見識を有している点を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。

■所有する当社株式の数：49,387株

■取締役在任年数　　：11年

候補者番号

4

再　任



なかのしょう　こうぞう

中之庄　幸三

（1956年12月2日生）

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1979年4月	当社入社
2007年4月	ＤＦカンパニー長
2009年4月	執行役員
	営業統括本部副本部長（現任）
	ＤＦ・商印カンパニー長
2010年4月	印刷・製本カンパニー長
2010年6月	取締役
2011年6月	兵庫ナカバヤシ株式会社代表取締役
2012年6月	常務執行役員
2014年6月	常務取締役
2016年6月	専務取締役
	関係会社統括本部長
2016年9月	株式会社八光社代表取締役社長（現任）
2018年3月	国際チャート株式会社代表取締役社長（現任）
2020年6月	当社取締役専務執行役員（現任）

＜重要な兼職の状況＞

国際チャート株式会社代表取締役

株式会社八光社代表取締役

＜選任の理由＞

これまで当社の専務取締役として当社グループの経営を担い、受注製造販売部門において多様な顧客に対応、購買部門管掌、製造子会社経営における幅広い経験に基づく高い見識を有し、グループ企業間シナジー効果を推進している点を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。

■所有する当社株式の数：31,295株

■取締役在任年数　　：11年

候補者番号

5

再　任



まえだ　ようじ
前田　洋二
（1961年10月29日生）

■所有する当社株式の数：14,757株
■取締役在任年数　　：7年

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年4月	当社入社
2011年4月	製販カンパニー商品管理部長
2012年4月	執行役員
2012年6月	関係会社統括本部副本部長 営業統括本部島根統括部長 島根ナカバヤシ株式会社代表取締役社長
2014年6月	取締役
2017年6月	常務執行役員
2018年6月	常務取締役
2020年4月	不二工芸印刷株式会社代表取締役社長（現任）
2020年6月	当社取締役常務執行役員（現任）

＜重要な兼職の状況＞
不二工芸印刷株式会社代表取締役

＜選任の理由＞
これまで当社の物流・製造部門等を担当し、物流部門を革新した実績と、製造部門を中心とした豊富な経験を有し、製造子会社の業績向上を達成し、生産体制の刷新と設備更新効率化の実績、新規事業の開拓実績を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。

候補者番号

6

再　任

社外取締役



やまぐち　のぶよし
山口　伸淑
（1955年1月20日生）

■所有する当社株式の数：0株
■取締役在任年数　　：7年

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年4月	株式会社協和銀行（現りそな銀行）入行
2003年6月	株式会社りそな銀行執行役
2010年6月	同社取締役専務執行役員
2013年4月	りそなカード株式会社代表取締役社長
2014年6月	当社社外取締役（現任）
2015年4月	株式会社東京カンテイ専務取締役
2015年12月	株式会社エスケーアイ（現株式会社サカイホールディングス）社外取締役（現任）
2016年6月	ウシオ電機株式会社社外取締役監査等委員

＜選任の理由＞
長年にわたる企業経営者としての豊富な経験に基づき、社外取締役として、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただいております。引き続き、当社取締役会の更なる機能強化のために、取締役として適任と判断しました。

（注）1. 候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
2. 山口伸淑氏は社外取締役候補者であります。
3. 山口伸淑氏は、主に長年にわたる企業経営者としての豊富な経験を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 山口伸淑氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
5. 当社は山口伸淑氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第33条第②項に基づき賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各氏が再任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 山口伸淑氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として届出を行っております。
8. 各候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。（1株未満切捨表示）

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役３名全員が任期満了となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

再　任



すぎはら　しげゆき

杉原　茂幸

（1957年1月28日生）

■所有する当社株式の数：19,585株
■取締役在任年数　　：４年

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年４月	当社入社
2004年４月	管理本部財経部経理課長
2012年６月	監査室長
2015年４月	内部監査室長
2017年６月	取締役常勤監査等委員（現任）

＜選任の理由＞

これまで当社の経理担当として財務経理に関する幅広い経験と知識を有し、内部監査部門での経験を積み、当社業務に関する知見を深めており、社外取締役監査等委員との連携により当社取締役会の更なる企業統治の質的向上に貢献しており、引き続き、取締役監査等委員として適任と判断しました。

候補者番号

2

再　任

社外取締役



なかつかさ　なおこ

中務　尚子

（1965年４月８日生）

■所有する当社株式の数：０株
■取締役在任年数　　：９年
（監査役就任から通算合計年数）

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1994年４月	最高裁判所司法研修所終了 大阪弁護士会登録（中央総合法律事務所入所）
2002年６月	ＳＰＫ株式会社社外監査役
2006年４月	ニューヨーク州弁護士登録
2008年４月	京都大学法科大学院非常勤講師
2012年６月	当社社外監査役
2015年６月	当社社外取締役監査等委員（現任）
2020年６月	ＳＰＫ株式会社社外取締役監査等委員（現任）
2021年６月	株式会社山善社外取締役監査等委員（現任）

＜選任の理由＞

弁護士としての専門知識と見識および経験に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性および適正性の見地から適切な提言をいただいております。引き続き、当社取締役会の更なる企業統治の質的向上のために、取締役監査等委員として適任と判断しました。

候補者番号

3

再　任

社外取締役



はちもんじ　　まさひろ

八文字　正裕

（1969年7月16日生）

■所有する当社株式の数：5,000 株
■取締役在任年数　　：２年

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1992 年４月	八文字会計事務所に入所
2000 年１月	税理士登録（第 89579 号）
2003 年６月～ 2008 年５月	大栄太源株式会社（現株式会社ショクリュー）監査役
2009 年１月	一般財団法人安藤忠雄文化財団監事（現任）
2012 年２月	八文字コンサルティング株式会社代表取締役（現任）
2019 年６月	当社社外取締役監査等委員（現任）

＜選任の理由＞
会計事務所経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性および適正性の見地から適切な提言をいただいております。引き続き、当社取締役会の更なる企業統治の質的向上のために、取締役監査等委員として適任と判断しました。

（注）1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中務尚子氏、八文字正裕氏は社外取締役候補者であります。
3. 中務尚子氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって６年となります。
八文字正裕氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって２年となります。
4. 中務尚子氏は、弁護士としての専門知識と見識および経験に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性および適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。
八文字正裕氏は、会計事務所経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性および適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 当社は中務尚子・八文字正裕両氏との間で、会社法第 427 条第１項に基づき同法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約内容の概要は、社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、職務を行なうにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第１項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負うというものであります。
6. 当社は、会社法第 430 条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金および争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各氏が再任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 中務尚子氏、八文字正裕氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社は両氏を独立役員として届出をしております。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日) 所有する当社株式の数	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況
社外取締役 小林　章博（こばやし　あきひろ） （1970年12月19日生） ■所有する当社株式の数：0株	1999年4月　最高裁判所司法研修所終了 大阪弁護士会登録（中央総合法律事務所入所） 2009年11月　京都弁護士会に登録替 弁護士法人中央総合法律事務所京都事務所代表就任（現任） 2010年4月　京都大学法科大学院非常勤講師 2013年3月　株式会社船井総合研究所社外監査役 2016年3月　株式会社船井総研ホールディングス社外取締役監査等委員(現任) 2017年4月　京都大学法科大学院特別教授（現任） 2019年9月　公認不正検査士登録

(注)1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小林章博氏は補欠の社外取締役候補者であります。
3. 小林章博氏は、弁護士としての専門知識と見識および経験に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性および適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。
4. 小林章博氏が監査等委員である取締役に就任した場合、本議案が原案どおり承認されることを条件として、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、職務を行なうにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負うというものであります。
5. 小林章博氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。
6. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当社定款第20条の定めにより、選任のあった株主総会後、2年後の定時株主総会開始の時までであります。

以上

ご参考【スキルマトリックス】

氏名	経営全般	受注販売	製品販売	販売戦略	技術開発	多様性	財務会計	危機法務
辻村　肇	◎	○	○		○			
湯本 秀昭	○		○	○	○			
中林 一良	○		○	○	○	○		
中之庄 幸三	◎	○						
前田 洋二	○	○		○	○			
山口 伸淑	◎						○	
杉原 茂幸							○	
中務 尚子						○		○
八文字 正裕	○						○	
注釈	経営経験			企画・物流を含む	製造(工場)技術開発・ＩＴ技術を含む	ジェンダー、国際感覚を含む		危機管理、法務

（添付書類）

事　業　報　告

（自　2020年4月1日
　至　2021年3月31日）

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

（単位：百万円）

	2020年3月期	2021年3月期	増減額
売上高	65,309	63,644	△1,664
営業利益	2,346	2,550	203
経常利益	2,736	3,023	286
親会社株主に帰属する当期純利益	1,561	1,552	△9

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ社会・経済活動に一定の回復が見られたものの、終息時期は依然として見通せず、世界各国においても先行きの不透明な状況が続いております。

このような中、当社グループは、中期経営計画「総･想･創」（そう･そう･そう）の最終年度を迎え目標達成のため、Ｗｅｂ商談やリモートワーク、時差出勤等を活用し感染拡大防止対策を推進する一方、製品やサービスの安定供給と収益改善に努めてまいりました。

利益面では売上高は減少しましたが、利益率の高い受注や生産の内製化を進めたことで原価率が改善しました。販売費及び一般管理費は増加しましたが、営業利益および経常利益は増益となりました。

また、特別利益は固定資産売却益2億17百万円など合計で2億20百万円を計上し、特別損失は減損損失3億18百万円など合計で4億29百万円計上いたしました。

この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は15億52百万円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

ビジネスプロセスソリューション事業

BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）業務は、現場の煩雑な作業をオールインワン・ワンストップで行える強みを生かし、官公庁から特別定額給付金の支給や医療従事者に対する支援などアウトソーシング業務を受託しました。一方、各種試験運営は実施の延期や自粛、ノベルティ制作および容器包装関連は販売促進キャンペーンや各種イベントの中止、法人向け手帳やレジロール紙は外出自粛要請発出の影響により、各事業の受託が減少しました。図書館ソリューション業務は、製本や資料の電子化業務が順調に推移しており、また公共図書館からのアウトソーシング業務は伸長しました。

この結果、当事業の売上高は329億96百万円（前年同期比8.7%減）、営業利益は6億65百万円（前年同期比40.1%減）となりました。



BPO業務



図書館カウンター業務

コンシューマーコミュニケーション事業

新型コロナウイルス感染症で行動抑制が長期化し、店頭における購買活動や生活様式が大きく変化しました。このような中、飛沫飛散低減対策用品のアクリル製や段ボール製パーティション、足踏み消毒ポンプスタンドなどの製品群が引き続き好調に推移しました。また、政府が推進する「GIGAスクール構想」対応製品のタブレット保管庫やタイマー付きOAタップ、在宅勤務の定着によりヘッドセットや室内用テントなどリモートワーク関連用品、眠りに対する関心の高まりによりベッド等寝具関連も順調に推移いたしました。

この結果、当事業の売上高は212億80百万円（前年同期比5.7%増）、営業利益は14億2百万円（前年同期比60.5%増）となりました。





タブレット保管庫



アクリルパーティション

オフィスアプライアンス事業

新型コロナウイルス感染症による在宅勤務者の増加に伴い、オフィスシュレッダの受注は低調でしたが、年度末に向けて好調に推移しました。一方、オフィス環境の改善と飛沫飛散低減対策を目的としたレイアウト変更の動きにより、ローパーティションが伸長しました。

今後さらなるデジタル化が進展することが想定され、シュレッダ以外の新規商材として取り扱いを開始した調光ガラス『N-Smart（エヌ・スマート）』の営業活動を積極的に展開していきます。

この結果、当事業の売上高は 75 億 66 百万円（前年同期比 1.9%増）、営業利益は 5 億 68 百万円（前年同期比 26.4%増）となりました。





調光ガラス「N-Smart」

エネルギー事業

木質バイオマス発電は、前年度稼働が一時停止したため売上高、営業利益が減少しましたが、当期は計画通り順調に稼働いたしました。また、太陽光発電も順調に推移しました。

この結果、当事業の売上高は 17 億 5 百万円（前年同期比 13.5%増）、営業利益は 2 億 28 百万円（前年同期比 29.8%増）となりました。



松江バイオマス発電

その他

野菜プラント事業及びにんにくファーム事業等であり、売上高は 96 百万円（前年同期比 25.7%減）、営業損失は 36 百万円（前年同期営業損失 64 百万円）となりました。



にんにく製品

以上が各セグメントの業績の概況でありますが、セグメント別の売上高の状況を示すと別表のとおりであります。

セグメント別売上実績表

事業区分	売上高	構成比	前期比増減
ビジネスプロセスソリューション事業	32,996 百万円	51.8%	8.7%減
コンシューマーコミュニケーション事業	21,280 百万円	33.4%	5.7%増
オフィスアプライアンス事業	7,566 百万円	11.9%	1.9%増
エネルギー事業	1,705 百万円	2.7%	13.5%増
その他	96 百万円	0.2%	25.7%減
合計	63,644 百万円	100.0%	2.5%減

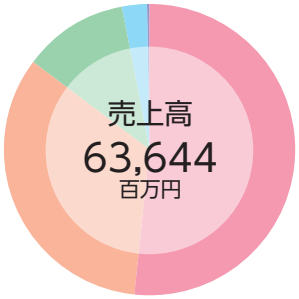

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

・当社

大阪本社・建物新築工事（全セグメント）

② 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

・当社

大阪支社の売却（全セグメント）

浅草橋オフィスの売却（全セグメント）

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 重要な企業結合等の状況

① 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

② 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

③ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2020 年 10 月 1 日付をもって子会社であるフランクリン・プランナー・ジャパン株式会社を吸収合併いたしました。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

当社は、2020 年 4 月 13 日付をもって不二工芸印刷株式会社の議決権の 100％を獲得し、連結子会社といたしました。

(5)対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては引き続き新型コロナウイルス感染症が経済活動に影響を与えると思われます。ワクチン接種が開始されたものの終息時期は見通せず、経済の本格的な回復には時間を要するものと見られます。

このような状況のもと当社グループは新・中期経営計画「add+venture 70」（アドベンチャー70）の方針に基づき、収益力の強化、成長力の推進、株主価値の向上に取り組み、以下の課題に対処してまいります。

・ナカバヤシの更なる認知度向上と企業ブランドの確立に取り組んでまいります。
・付加価値の高い製品やサービスの開発を継続し粗利益率の向上を図ってまいります。
・ニューノーマルに対応した事業展開とＤＸを用いたバックオフィスの効率化を図ってまいります。
・グループの再編やシナジー創出を生産、販売において最大限発揮してまいります。
・新規事業の創造に取り組み、事業領域の拡大、多角化を図ってまいります。
・組織改編や戦略的人事改革を実践してまいります。
・財務基盤の強化、機動的な資本政策により株主価値の向上を図ってまいります。

なお、2019年10月に当社は、日本年金機構の入札に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立ち入り検査を受けました。株主の皆様には、ご迷惑とご心配をおかけして誠に申し訳なく存じます。当社では、立ち入り検査を受けた事実を厳粛に受け止め、公正取引委員会の調査に全面的に協力しております。今後の進展につきましては、判明次第開示してまいります。引き続き従業員教育の徹底などを通じて、コンプライアンス体制の一層の強化に努めてまいります。

(6)財産及び損益の状況の推移

区　　分	第68期 (2018年3月期)	第69期 (2019年3月期)	第70期 (2020年3月期)	第71期 (2021年3月期) (当連結会計年度)
売上高（百万円）	59,603	64,054	65,309	**63,644**
経常利益（百万円）	2,961	2,466	2,736	**3,023**
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,669	1,566	1,561	**1,552**
1株当たり当期純利益（円.銭）	64.05	60.20	60.65	**60.20**
総資産額（百万円）	55,394	55,240	55,782	**57,113**
純資産額（百万円）	24,679	25,317	26,106	**28,046**
1株当たり純資産額（円.銭）	877.73	909.31	934.35	**1,000.80**

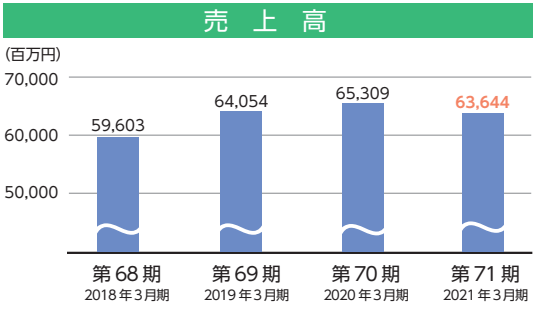

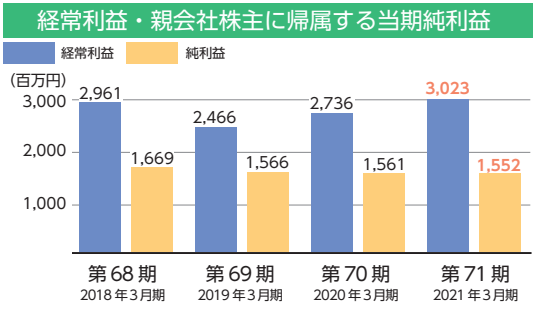

（注）1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により算出しております。なお、期中平均株式数については、自己株式数を控除した株式数を用いております。
2.『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）等を第69期の期首から適用しており、第68期については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係　　該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
島根ナカバヤシ株式会社(注)2	40百万円	100.0%	日用紙製品・ファニチャー及び収納整理用品等の製造並びに加工
フエル販売株式会社	90百万円	100.0%	コンシューマーコミュニケーション関連製品等の卸販売業
株式会社ミヨシ	10百万円	100.0%	パソコン周辺用品、スマホ・タブレット関連用品の製造販売
リーマン株式会社	100百万円	100.0%	チャイルドシート等の製品の製造販売
日本通信紙株式会社	228百万円	51.2%	各種印刷・データプリントサービス・BPO事業
ウーマンスタッフ株式会社	50百万円	100.0%	人材派遣業
株式会社松本コロタイプ光芸社	10百万円	90.0%	卒業アルバムの製造販売
カグクロ株式会社	10百万円	100.0%	オフィス家具等の販売
松江バイオマス発電株式会社	400百万円	55.0%	木質バイオマス発電事業
リーベックス株式会社	10百万円	100.0%	ワイヤレスセキュリティ用品の販売
株式会社八光社	30百万円	100.0%	ラベル・シール・特殊印刷の企画製造販売
国際チャート株式会社	376百万円	51.3%	ラベル紙、記録紙、検針票等の製造販売
株式会社ビックスリー	50百万円	100.0% (100.0%)	ベッド等のファニチャーの販売
不二工芸印刷株式会社(注)4	24百万円	100.0%	パッケージの企画、印刷、加工、販売
寧波仲林文化用品有限公司	5,000千米ドル	100.0%	日用紙製品等の製造販売並びに加工
仲林(寧波)商業有限公司	130百万円	100.0%	日用紙製品等の販売

(注)1. 議決権比率の(　)内の数値は、間接保有による議決権比率であります。
2. 特定子会社であります。
3. 当社は、2020年10月1日付をもって子会社であるフランクリン・プランナー・ジャパン株式会社を吸収合併しております。
4. 当社は、2020年4月13日付をもって不二工芸印刷株式会社の議決権の100%を獲得し、連結子会社としております。

(8) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
ビジネスプロセスソリューション事業	BPO・データプリントサービス・図書館ソリューション・手帳・人材派遣・試験運営受託
コンシューマーコミュニケーション事業	ノート・アルバム・ファイル・収納整理用品・ガジェット周辺用品・プリンタ用紙・チャイルドシート
オフィスアプライアンス事業	シュレッダ・製本機・古紙リサイクル・オフィス家具・木製家具・電子カルテワゴン・点滴スタンド
エネルギー事業	木質バイオマス発電、太陽光発電
その他	農業等

(9) 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

① 当社

本社	東京本社	東京都板橋区（注）1
	大阪本社	大阪市中央区（注）2
支社・支店	堺オフィス	堺市東区
	名古屋支店	名古屋市熱田区
	福岡支店	福岡市東区
営業所	札幌営業所	札幌市中央区
	仙台営業所	仙台市若林区
	横浜営業所	横浜市都筑区
	広島営業所	広島市西区
	高松出張所	香川県高松市
工場	本社工場	堺市東区
	兵庫工場	兵庫県養父市
	戸田工場	埼玉県戸田市
物流センター	関東物流センター	埼玉県比企郡ときがわ町
	関西物流センター	大阪府南河内郡千早赤阪村
	山陰物流センター	島根県雲南市
	板橋配送センター	東京都板橋区
	堺配送センター	堺市東区
	福岡配送センター	福岡市東区

(注)1. 浅草橋オフィスは、2021年3月15日付で、東京本社に統合いたしました。
2. 大阪支社は、2020年12月14日付で、大阪本社に統合いたしました。
3. 上尾工場は、2020年9月30日付で、閉鎖いたしました。

② 子会社

島根ナカバヤシ株式会社	島根県出雲市
フエル販売株式会社	堺市東区（注）1
株式会社ミヨシ	東京都台東区
リーマン株式会社	愛知県愛西市
日本通信紙株式会社	東京都台東区（注）2
ウーマンスタッフ株式会社	東京都中央区
株式会社松本コロタイプ光芸社	熊本市中央区
カグクロ株式会社	東京都千代田区
松江バイオマス発電株式会社	島根県松江市
リーベックス株式会社	埼玉県川口市
株式会社八光社	東京都板橋区
国際チャート株式会社	埼玉県桶川市
株式会社ビックスリー	さいたま市岩槻区
不二工芸印刷株式会社	埼玉県川口市
寧波仲林文化用品有限公司	浙江省寧波保税区（中国）
仲林（寧波）商業有限公司	浙江省寧波市北侖区（中国）

(注)1. フエル販売株式会社は、2020年12月7日をもって堺市東区に移転しております。
2. 日本通信紙株式会社は、2021年4月26日をもって東京都文京区に移転しております。
3. 当社は、2020年10月1日付をもって子会社であるフランクリン・プランナー・ジャパン株式会社を吸収合併しております。

(10) 従業員の状況（臨時雇員・パート・嘱託を除く）（2021年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比 増・減（△）
ビジネスプロセスソリューション事業	1,393 名	49 名
コンシューマーコミュニケーション事業	611	△23
オフィスアプライアンス事業	190	△16
エネルギー事業	16	1
その他	8	1
全社（共通）	98	7
合計	2,316	19

② 当社の従業員の状況

当期末現在従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
971名	22名増	40.7才	15.2年

(11) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	4,442 百万円
株式会社日本政策投資銀行	1,120
株式会社みずほ銀行	970

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項　　該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（2021年3月31日現在）

① 発行可能株式総数　　99,245,000株
② 発行済株式の総数　　28,794,294株（自己株式数2,993,787株を含む。）
③ 当事業年度末の株主数　　7,827名
④ 大株主（上位10名）

株主の氏名又は名称	持株数	持株比率
第一生命保険株式会社	2,096千株	8.12%
フエル共益会	1,829	7.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,494	5.79
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,437	5.57
株式会社りそな銀行	1,285	4.98
ナカバヤシ従業員持株会	1,102	4.27
中林代次郎	839	3.25
滝本継安	602	2.33
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO（常任代理人　シティバンク　エヌ・エイ東京支店）	507	1.96
日本生命保険相互会社	477	1.85

（注）1．当社は、自己株式2,993千株を保有しておりますが、上記大株主には記載しておりません。
2．持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3．日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）及び株式会社日本カストディ銀行（信託口）の所有株式数は、全て信託業務に係るものであります。
4．日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付でＪＴＣホールディングス株式会社および資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、2019年5月14日開催の当社取締役会において、当社の取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社の取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議し、また、2019年6月21日開催の当社第69回定時株主総会において、本制度に基づき、当社の取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額30,000千円以内として設定すること、当社の取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は80,000株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は30年間とすること等につき、ご承認をいただいております。

・当事業年度における取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く）	14,400株	5名
執行役員	22,800株	14名

⑥　その他の株式に関する重要な事項
当事業年度における自己株式の取得、処分等及び保有

1. 取得株式　　普通株式　　680 株
取得価額の総額　　415 千円　（注）すべて単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 処分株式　　普通株式　　37,295 株
処分価額の総額　　21,664 千円

（処分株式の内訳）

処　分　事　由	処分株式数 処分価額
譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分	37,200 株 21,613 千円
単元未満株式の買増請求等による売却	95 株 50 千円

3. 失効手続（消却）をした株式　　該当事項はありません。

4. 決算期における保有株式　　普通株式　　2,993,787 株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査等委員の氏名等　（2021 年 3 月 31 日現在）

氏　名	会社における地位	担　当	重要な兼職の状況
辻　村　　肇	代表取締役会長		松江バイオマス発電株式会社代表取締役
湯　本　秀　昭	代表取締役 社長執行役員	営業統括本部長	
中　林　一　良	取締役 専務執行役員	営業統括本部副本部長	寧波仲林文化用品有限公司董事長
中之庄　幸　三	取締役 専務執行役員	営業統括本部副本部長	株式会社八光社代表取締役 国際チャート株式会社代表取締役
前　田　洋　二	取締役 常務執行役員	営業統括本部 ＣＣカンパニー商品管理部長	不二工芸印刷株式会社代表取締役
山　口　伸　淑	取締役		
杉　原　茂　幸	取締役 （常勤監査等委員）		
中　務　尚　子	取締役 （監査等委員）		
八文字　正　裕	取締役 （監査等委員）		

（注）1. 山口伸淑氏、中務尚子氏及び八文字正裕氏は社外取締役であります。
2. 山口伸淑氏、中務尚子氏及び八文字正裕氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社は3氏を独立役員として届出を行っております。
3. 監査等委員杉原茂幸氏は長年にわたり当社経理部で経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員中務尚子氏は弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員八文字正裕氏は税理士及びコンサルティング会社の代表取締役として、税務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、杉原茂幸氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役山口伸淑、常勤監査等委員杉原茂幸、社外監査等委員中務尚子、八文字正裕の４氏は、当社と会社法第427条1項および当社定款第32条②項に基づき賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社および当社のすべての子会社のすべての取締役、執行役員及び監査等委員および監査役。

②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に関して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額当社が負担する。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査等委員の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬により構成し、監督機能を担う取締役会長および社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画をも考慮に入れて計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、当社自己株式を譲渡制限株式として取締役に割り当てることとし、その数は、役位、職責、在任年数に応じつつ期待される役割にも配慮して設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。また役員持株会制度を併用、活用するものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会（③の委任を受けた代表取締役社長）は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬:業績連動報酬等:非金銭報酬等＝6:3:1とする（KPIを100%達成の場合）。

役　　位	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
代表取締役	60%	30%	10%
専務取締役	60%	30%	10%
常務取締役	60%	30%	10%
取締役	60%	30%	10%

（注）非金銭報酬等は、譲渡制限付株式である。

②取締役及び監査等委員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第65回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の総額を年額156,000千円以内（ただし、使用人部分給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬等の総額を年額36,000千円と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名、監査等委員の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会の委任決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分とすることとし、これらの権限を委任した理由は、各取締役の担当事業の業績を踏まえて統括的に判断するためには代表取締役社長が適任と判断したためです。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととし、また、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役及び監査等委員の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	79,930千円 （3,480千円）	57,093千円 （3,480千円）	13,123千円 （－）	9,713千円 （－）	11 （1）
取締役(監査等委員) （うち社外取締役）	16,590千円 （7,260千円）	16,590千円 （7,260千円）	－	－	3 （2）
合計 （うち社外役員）	96,520千円 （10,740千円）	73,683千円 （10,740千円）	13,123千円 （－）	9,713千円 （－）	14 （3）

（注）1．業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は連結経常利益であり、また、当該業績指標を選定した理由は事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるためであり、その算定方法は前事業年度の連結経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出しております。

なお、当事業年度を含む連結経常利益の推移は1．企業集団の現況に関する事項 (6) 財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。

2．非金銭報酬として取締役に対して株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容およびその交付状況は2．会社の株式に関する事項に記載のとおりです。

3．取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役（監査等委員を除く。）に使用人分給与は含まれておりません。

4．上記支給人員及び報酬等の額には、2020年6月26日開催の第70回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役5名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況

区 分	氏 名	兼 職 状 況	
取 締 役	山口 伸淑	株式会社サカイホールディングス	社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	中務 尚子	SPK株式会社	社外取締役監査等委員
取 締 役 (監査等委員)	八文字 正裕	八文字コンサルティング株式会社	代表取締役

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	山口 伸淑	当事業年度開催の取締役会8回すべてに出席しました。主に長年にわたる企業経営者としての豊富な経験を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しております。当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。
取 締 役 (監査等委員)	中務 尚子	当事業年度開催の取締役会8回すべてに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会11回すべてに出席しました。主に弁護士としての専門的知見を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しております。当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また、指名報酬委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べていただきました。特に取締役の報酬決定方針の諮問答申にあたっては、その検討プロセスにおいて専門的見地から有益な役割を果たしました。
取 締 役 (監査等委員)	八文字 正裕	当事業年度開催の取締役会8回すべてに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会11回すべてに出席しました。主に税理士としての専門的知見を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しております。当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また、指名報酬委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べていただきました。特に取締役の報酬決定方針の諮問答申にあたっては、その検討プロセスにおいて専門的見地から有益な役割を果たしました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び監査等委員会が同意をした理由

	支　払　額
報酬等の額	53,500 千円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	75,500 千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況、監査報酬の見積等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第 399 条第 1 項の同意を行いました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性及び効率性、継続監査年数などを勘案し、会計監査人として適当でないと判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

→ 法令及び当社定款第 14 条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.nakabayashi.co.jp/）に掲載しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、一層の収益の向上を図るために安定的な配当の維持、並びに、経営基盤の強化と今後の事業展開を勘案した上で内部留保も充実させ、この両者をバランスよく回転させることを基本方針としております。

また、2021 年 5 月 14 日に策定いたしました中期経営計画において引き続き連結配当性向 30％～ 40％を堅持することといたしました。

(注) 事業報告中、百万円及び千円で表示した金額は表示単位未満の端数を、千株単位で表示した株式数は千株未満の端数をそれぞれ切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（2021年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**28,315**	**流動負債**	**17,373**
現金及び預金	6,467	支払手形及び買掛金	5,908
受取手形及び売掛金	11,660	短期借入金	4,753
商品及び製品	5,572	未払金	3,032
仕掛品	757	未払費用	456
原材料及び貯蔵品	1,510	未払法人税等	872
その他	2,353	賞与引当金	854
貸倒引当金	△5	その他	1,495
固定資産	**28,797**	**固定負債**	**11,693**
有形固定資産	**22,910**	長期借入金	7,697
建物及び構築物	7,592	退職給付に係る負債	3,344
機械装置及び運搬具	5,034	繰延税金負債	345
土地	10,042	その他	305
建設仮勘定	28	**負債合計**	**29,067**
その他	211	**純資産の部**	
無形固定資産	**759**	**株主資本**	**24,863**
のれん	498	資本金	**6,666**
その他	260	資本剰余金	**8,761**
投資その他の資産	**5,128**	利益剰余金	**10,965**
投資有価証券	2,876	自己株式	△1,530
退職給付に係る資産	783	**その他の包括利益累計額**	**957**
繰延税金資産	476	その他有価証券評価差額金	763
その他	1,000	繰延ヘッジ損益	27
貸倒引当金	△9	為替換算調整勘定	80
		退職給付に係る調整累計額	86
		非支配株主持分	**2,225**
		純資産合計	**28,046**
資産合計	**57,113**	**負債及び純資産合計**	**57,113**

連結損益計算書

（自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		63,644
売上原価		46,625
売上総利益		17,019
販売費及び一般管理費		14,469
営業利益		2,550
営業外収益		
受取利息及び配当金	71	
その他	574	645
営業外費用		
支払利息	76	
その他	96	172
経常利益		3,023
特別利益		
固定資産売却益	217	
投資有価証券売却益	3	220
特別損失		
固定資産処分損	82	
減損損失	318	
投資有価証券評価損	29	429
税金等調整前当期純利益		2,813
法人税、住民税及び事業税	1,169	
法人税等調整額	△78	1,090
当期純利益		1,723
非支配株主に帰属する当期純利益		170
親会社株主に帰属する当期純利益		1,552

（注）法令及び当社定款第14条の定めに基づき、「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.nakabayashi.co.jp/）に掲載しております。

貸借対照表

（2021年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**18,085**	**流動負債**	**13,600**
現金及び預金	2,057	支払手形	735
受取手形	667	買掛金	3,128
売掛金	6,735	短期借入金	1,683
商品及び製品	3,894	1年内返済予定の長期借入金	3,213
仕掛品	411	未払金	3,497
原材料及び貯蔵品	1,182	未払費用	235
短期貸付金	1,673	未払法人税等	402
1年内回収予定の長期貸付金	99	前受金	95
その他	1,363	預り金	100
貸倒引当金	△0	賞与引当金	416
固定資産	**25,048**	設備関係支払手形	37
有形固定資産	**12,414**	その他	53
建物	4,119	**固定負債**	**7,438**
構築物	81	長期借入金	6,012
機械及び装置	1,844	退職給付引当金	1,311
車両運搬具	2	その他	114
工具、器具及び備品	62	**負債合計**	**21,038**
土地	6,284	**純資産の部**	
建設仮勘定	18	**株主資本**	**21,429**
無形固定資産	**172**	**資本金**	**6,666**
のれん	18	**資本剰余金**	**8,743**
ソフトウエア	122	資本準備金	8,740
その他	30	その他資本剰余金	2
投資その他の資産	**12,462**	**利益剰余金**	**7,550**
投資有価証券	2,138	利益準備金	1,177
関係会社株式	8,107	その他利益剰余金	6,373
関係会社出資金	231	事業拡張積立金	100
関係会社長期貸付金	1,136	特別償却準備金	2
長期貸付金	188	固定資産圧縮積立金	211
前払年金費用	413	配当準備積立金	65
繰延税金資産	167	別途積立金	2,900
その他	78	繰越利益剰余金	3,093
貸倒引当金	△0	**自己株式**	**△1,530**
		評価・換算差額等	**665**
		その他有価証券評価差額金	665
		純資産合計	**22,095**
資産合計	**43,133**	**負債及び純資産合計**	**43,133**

損 益 計 算 書

（自 2020年4月 1日
至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売上高		37,351
売上原価		28,635
売上総利益		8,715
販売費及び一般管理費		7,711
営業利益		1,004
営業外収益		
受取利息及び配当金	242	
その他	781	1,024
営業外費用		
支払利息	66	
その他	388	454
経常利益		1,573
特別利益		
固定資産売却益	216	
投資有価証券売却益	3	
抱合せ株式消滅差益	63	283
特別損失		
固定資産処分損	22	
減損損失	318	
投資有価証券評価損	29	
関係会社事業損失	97	468
税引前当期純利益		1,389
法人税、住民税及び事業税	501	
法人税等調整額	△ 36	464
当期純利益		924

（注）法令及び当社定款第14条の定めに基づき、「株主資本等変動計算書」「個別注記表」は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.nakabayashi.co.jp/）に掲載しております。

独立監査人の監査報告書

ナカバヤシ株式会社
取　締　役　会　　御　中

2021年5月25日

EY新日本有限責任監査法人
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　前川　英樹　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　仲下　寛司　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、ナカバヤシ株式会社の２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナカバヤシ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

ナカバヤシ株式会社
　取　締　役　会　　御　中

2021年5月25日

EY新日本有限責任監査法人
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　前川　英樹　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　仲下　寛司　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、ナカバヤシ株式会社の２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までの第７１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査報告書

当監査等委員会は、２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までの第７１期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第 399 条の 13 第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０２１年5月２６日

ナカバヤシ株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　杉　原　　茂　幸　㊞

監 査 等 委 員　中　務　　尚　子　㊞

監 査 等 委 員　八文字　正　裕　㊞

(注) 監査等委員中務尚子及び八文字正裕は、会社法第２条第 15 号及び第 331 条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

ナカバヤシ株式会社

株主総会会場ご案内図

住 所：大阪市中央区北浜東 1 番 20 号
ＴＥＬ：06（6943）5555（代表）

●京阪電車、Osaka Metro 谷町線「天満橋駅」より 徒歩 5 分
●京阪電車「北浜駅」より 徒歩 10 分
●大阪市バス「天神橋」停留所より 徒歩 2 分

★駐車場はございません。公共交通機関をご利用ください。

※昨年と会場が異なります。ご注意ください。
（昨年まで設備上の理由により大阪支社ビルでしたが、本年は「大阪本社ビル」でございます。）

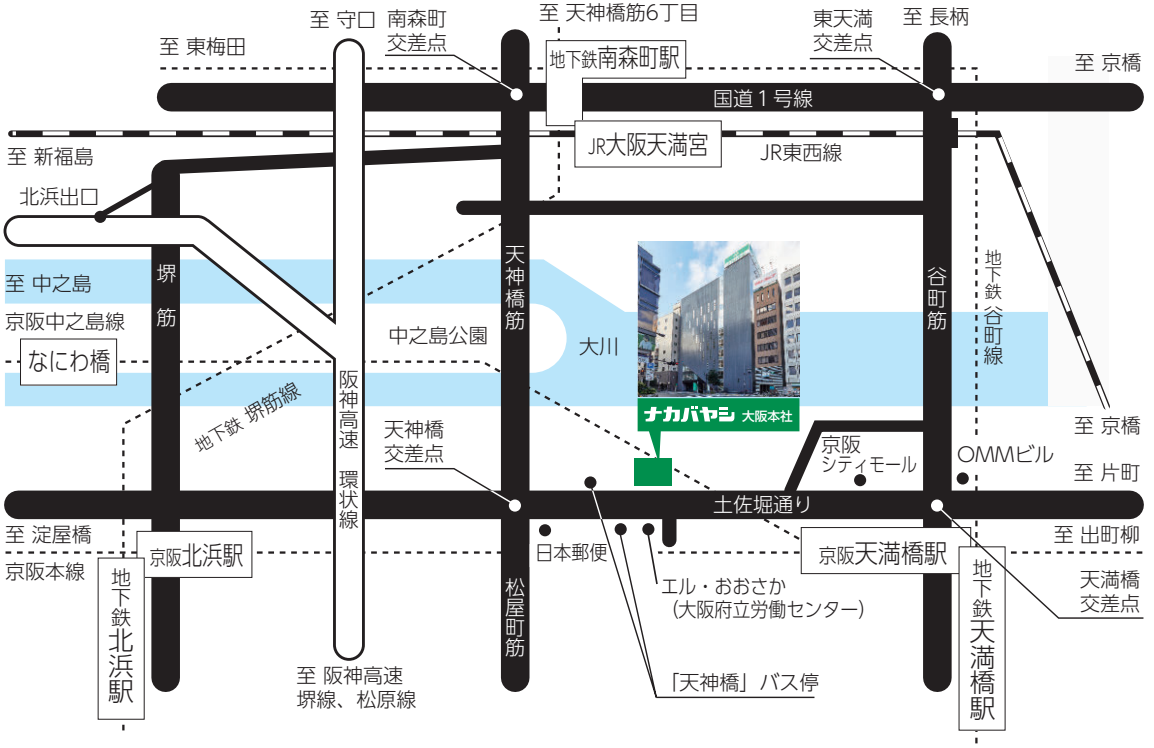

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン フォントを採用しています。